平成２９年（フ）第１３号
福島県いわき市四倉町字鬼越114番地の２
いわき市四倉鬼越応急仮設住宅Ｂ７－８
債務者　大和田満予（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第５０号
茨城県水戸市笠原町507番地の１　プリマベーラⅠ101号
債務者　細野　眞弓
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５８号
茨城県水戸市桜川１丁目７番24―301号　桜川マンション、前住所茨城県鉾田市柏熊315番地27
債務者　平沼かおり
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６１号
茨城県水戸市城東１丁目４番１棟404号　県営明星アパート
債務者　大和田和子（旧姓御園）
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２号
茨城県稲敷郡阿見町大字上条1392番地２
債務者　大津　　淳
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７号
群馬県桐生市境野町７丁目1867番地　関口アパートＡ21
債務者　飯塚　芳江
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第４号
千葉県長生郡長生村七井土1563番地１（ラ・メゾンⅢ102号）
債務者　村上　恵子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
千葉県木更津市畑沢南２丁目14番25号　チェリータウン202
債務者　石田　貴大
1　決定年月日時　平成29年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２４号
新潟市江南区旭４丁目３番14号
債務者　高野　説子
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１号
名古屋市天白区中平１丁目113番地
債務者　深田　宏治
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２号
名古屋市天白区中平１丁目113番地
債務者　深田　宣子
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８号
三重県鈴鹿市平田新町２番23号　コーポリトルヴァレー102号室
債務者　福永　晃弘
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５２号
三重県鈴鹿市桜島町７丁目10番地の４　エバーランド伊藤203
債務者　赤地　正寿
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２７号
三重県四日市市朝明町2531番地95　あかつき苑ハイツⅡ―205、前住所三重県四日市市桜花台２丁目33番地13
債務者　涌泉　拓也
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第４７号
滋賀県草津市西矢倉３丁目23番21―112号　アバンギャルド
債務者　河崎　　剛
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４８号
滋賀県守山市今浜町2620番地102　琵琶湖アーバンリゾートⅡ番館907号
債務者　大崎　理民
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５１号
滋賀県草津市南笠東３丁目19番32―３号
債務者　山下　那義
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月15日まで
大津地方裁判所民事部